平成２５年（フ）第３８号
兵庫県尼崎市立花町２丁目22番10―101号
債務者　村田沙耶花
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目33番地の４グリーンハイツサトウ301号
債務者　吉田　祐介
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８１号
神戸市西区南別府１丁目６番地の２　セ・メルヴェイユ伊川谷302号
債務者　岡本　光明
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
兵庫県明石市二見町東二見1323番地の１　宮北市住３棟202号
債務者　阿部　千鶴
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
神戸市西区池上４丁目17番地の８　103号
債務者　松本　吉行
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
神戸市西区池上４丁目17番地の８　103号
債務者　松本　　恵
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
兵庫県養父市八鹿町下網場216番地４
債務者　衣川　優作
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
徳島市南田宮１丁目５番47―101号、旧住所徳島市南田宮１丁目５番30―406号
債務者　大星　利加
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１号
北九州市小倉南区守恒３丁目１番４―406号
債務者　上野　智幸
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２号
北九州市小倉南区守恒３丁目１番４―406号
債務者　上野　千恵（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７０号
北九州市八幡西区茶売町12番１―203号
債務者　川上　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７３号
北九州市小倉北区下到津２丁目７番11―213号
債務者　後藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７５号
北九州市八幡西区浅川台２丁目12番27号
債務者　高木　美帆
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７号
佐賀県唐津市佐志中里3967番地４
債務者　水田　久子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９号
佐賀県唐津市桜馬場1316番地２
債務者　大島　健爾
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４６１号
大分市大字駄原2881番地の35　県営１Ａ２―21
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５号
宮崎市吉村町堂ノ後甲2663番地１　コーポ日広205号
債務者　入田　穣治
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
宮崎地方裁判所破産係